

關係資料

① 第3次活動計画（第2次改訂版）策定の経過

月 日	会 議 名	内 容
平成27年 2月27日	平成26年度 第2回推進委員会	第3次春日井市地域福祉活動計画の見直しについて
6月・7月	作業班会等	(1) 事務局による第1章から第3章、第5章の見直し検討 (2) 5つの作業班に分かれて、第4章の具体的な活動内容の見直し検討
8月7日	平成27年度 第1回推進委員会	第3次春日井市地域福祉活動計画（第2次改訂版）について
9月	作業班会等	作業班及び推進委員による平成27年度第1回推進委員会での指摘事項についての検討
10月22日	平成27年度 第2回推進委員会	(1) 第3次春日井市地域福祉活動計画（第2次改訂版）の修正について (2) 第3次春日井市地域福祉活動計画（第2次改訂版）の具体的な活動内容の重点項目化について
11月	作業班会等	平成27年度第2回推進委員会での指摘箇所について再検討
12月17日	平成27年度 第3回推進委員会	第3次春日井市地域福祉活動計画（第2次改訂版）の最終案について
平成28年 2月9日	会長へ提言	推進委員会委員長から会長への提言

② 春日井市地域福祉活動計画推進委員会委員名簿

区 分	氏 名	備 考
優れた識見を有する者	長岩 嘉文	日本福祉大学中央福祉専門学校校長
	水野 千恵子	ボランティアコーディネーター
	諸戸 護子	
社会福祉団体関係者	大村 義一	春日井市老人クラブ連合会会長
	中村 重和	春日井市子ども会育成連絡協議会会長
社会福祉施設関係者	加藤 貫一	社会福祉法人若草学園理事長
	倉地 一美	社会福祉法人 サン・ビジョン ケアハウスグレイスフル春日井施設長
民生委員・児童委員	安井 史子	春日井市民生委員児童委員協議会連絡会副会長
ボランティア	後藤 一明	春日井市ボランティア連絡協議会会長
	児島 妙子	登録ボランティア団体（ベル春日井）代表
地区社会福祉協議会関係者	藪木 聡博	押沢台地区社会福祉協議会会長
	平良 建一	不二ガ丘地区社会福祉協議会会長
行政関係者	原科 鏡	春日井市社会福祉事務所（高齢福祉課長）
市民活動者	河野 弓子	特定非営利活動法人あっとわん代表理事
	岩田 やす子	にこにこヘルプサービス活動者



推進委員会

③ 春日井市地域福祉活動計画推進委員会要綱

(設置)

第1条 春日井市における地域福祉の円滑な推進を図るため、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会に春日井市地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 春日井市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の進行管理及び評価に関する事項
- (2) 計画の策定に関する事項
- (3) その他、地域福祉の推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから社会福祉法人春日井市社会福祉協議会会長が委嘱する。
 - (1) 優れた識見を有する者
 - (2) 社会福祉団体関係者
 - (3) 社会福祉施設関係者
 - (4) 民生委員・児童委員
 - (5) ボランティア
 - (6) 地区社会福祉協議会関係者
 - (7) 行政関係者
 - (8) 市民活動者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠

けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会総務管理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。